

令和2年3月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和2年3月18日

## 令和2年3月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第1号	伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する 条例	3
議案第2号	伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例	4
議案第3号	令和元年度伊那中央行政組合一般会計第1回補正予算について	5
議案第4号	令和元年度伊那中央病院事業会計第3回補正予算について	6
議案第5号	令和2年度伊那中央行政組合一般会計予算について	7
議案第6号	令和2年度伊那中央病院事業会計予算について	8

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年伊那中央行政組合条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業等の準用規定等）

第 2 条 職員の育児休業等については、伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）並びに、伊那市職員の育児休業等に関する規則（平成 18 年伊那市規則第 25 号）を準用し、同条例、規則中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 18 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

職員の服務に関する規定につきましては、伊那市の規定を準用しており、当条例においても適正な運用を図るよう準用する規定の条文とするため、提案するものであります。

伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例（平成 11 年伊那中央行政組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 1 8 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和元年度伊那中央行政組合一般会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那中央行政組合一般会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 18 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和元年度伊那中央病院事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那中央病院事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 18 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那中央行政組合一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那中央行政組合一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 18 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和2年度伊那中央病院事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度伊那中央病院事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和2年3月18日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝